

監 第 4 3 号  
平成 25 年 10 月 3 日

請求人 様

京都市監査委員	大 西	均
同	久 保	勝 信
同	西 村	京 三
同	海 沼	芳 晴

### 住民監査請求について（通知）

平成 25 年 9 月 3 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

### 記

- 1 本件請求は、京都市（以下「市」という。）が資源ごみとして回収したペットボトル（以下「回収ペットボトル」という。）の売払いに当たって、環境政策局長が、環境省が求める、いわゆる指定法人ルートを採用し、公益財団法人容器包装リサイクル協会（以下「本件協会」という。）に、その売払い先の選定を業務委託していることについて、回収ペットボトルの平成 25 年度分の業者への売払い単価が城南衛生管理組合の業者への売払い単価に比べて半分以下となっており、隣接市町が実施している独自の競争入札による売払いを選択することを怠ったことから、また、一種の随意契約的な性質を帯びているとも言えることから、財産収入が不当に棄損し、市が損失を負う可能性が予見され、次年度以降も継続的に損失が見込まれるとして、平成 26 年度以降、当該選定を市の独自の競争入札により実施することを求めるものである。
- 2  
  - (1) 本件請求は、環境政策局長が行った、回収ペットボトルの売払い先の選定に係る本件協会への業務委託（以下「本件対象行為」という。）及び平成 26 年度以降の本件対象行為と同様の業務委託（以下「平成 26 年度以降の業務委託」という。）をもって、住民監査請求の対象とする法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）とするものであると解される。

- (2) 住民監査請求をする際は、違法又は不当とする財務会計行為について、事実を証する書面を添付しなければならないところ（法第 242 条第 1 項）、本件請求では、本件対象行為に係る事実の根拠が明らかではない。
- (3) また、住民監査請求は、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に行うことができるものであるところ、本件請求では、平成 26 年度以降の業務委託がなされることが相当の確実さをもって予測されることの根拠が明らかではない。

3

- (1) 本件請求では、本件協会が実施する、回収ペットボトルの売払い先の選定に係る入札につき、その過程が不明であり、落札企業以外の情報が公開されていない事実を根拠に、公の支配が及ばない領域で全面公開されていない以上、市の委託自体が一種の随意契約的な性質を帯びているとも言える旨の主張をもって、本件対象行為の違法性又は不当性を主張するものと解される。
  - (2) 住民監査請求は、違法又は不当な財務会計行為を対象として行うものであるため、請求に当たっては、その対象とする財務会計行為自体について、違法又は不当とする理由を具体的に示す必要があるところ（法第 242 条第 1 項）、本件請求では、随意契約的な性質を帯びているとする主張の意図が判然とせず、当該主張をもって、本件対象行為を違法又は不当とする主張が導かれる具体的な根拠が明らかではない。
- 4 本件請求では、平成 26 年度以降も財産収入の棄損による損失が見込まれるとの主張がなされているが、その事実の根拠が明らかではない。
- 5 そこで、上記 2 から 4 までの各点について、請求人に補正を求めたところ、請求人は何ら補正を行っておらず、これらの根拠が示されていない。
- 6 よって、本件請求は、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。